

財産区における温泉に関する条例の制定状況

森本 佑子

Regulations for Hot Spring Usages in property-wards of Japan

Yuko MORIMOTO

要旨 温泉に関する条例に関して全国の自治体を網羅的に調査した研究はこれまでほとんど見られない。そこで、本稿では地方自治法に規定された特別地方公共団体である財産区で制定されている温泉利用に関わる条例に着目してその内容を分析し、温泉の持続的な活用に向けてどのような視点で条例が制定されたのかを明らかにすることを目的とした。全国の財産区で制定されている38の条例・規則を比較分析した結果、温泉の資源管理と地域福祉向上を両立するための具体的な内容が明らかになった。

キーワード：観光、温泉、地域資源、財産区、条例

1. はじめに

2023年3月31日、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の規定に基づき、2023年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。この基本計画においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、（1）持続可能な観光地域づくり戦略、（2）インバウンド回復戦略、（3）国内交流拡大戦略が基本的な方針とされ、アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて新しい局面に入った。観光関連企業で提供されるサービスは無形財であり、生産と消費の同時性に起因する生産性の低さや、曜日や季節によって需要が変動する季節変動性が高いことに起因する人手不足という積年の問題がある。2023年6月に発表された令和5年（2023年）版「観光白書」では、コロナ禍で一層顕在化したこのような積年の構造的課題を解決するために、観光地や観光産業の「稼ぐ力」の好循環による持続可能な観光地域づくりを推進するという国の政策方向性が示された。観光立国推進基本法第13条に明記された「温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずること」に基づき、持続可能な観光地域づくり戦略では、観光地・観光産業の再生・高付加価値化、旅行者の安全確保、観光DXの推進、及び自然・文化の保全と観光の両立が掲げられ、内閣府や国土交通省だけでなく環境省、農林水産省、経済産業省など複数の関係省庁が連携しながら様々な事業が進められている。環境省では2017年から温泉地の活性化に向けた「新湯治」を推進しているが、国内旅行はもとより、近年、温泉は訪日外国人旅行者にも旅行動機となりつつある。新型コロナウイルス感染症の影響でデータが十分でない年を除く過去3年間の訪日外国人消費動向調査結果（全国籍・地域、複数回答）によれば、回答した訪日外国人の約50%が「次回したいこと」として「温泉入浴」を挙げている。「テーマパーク」が21.1%、「四季の体感」が27.6%であることなどと比較しても、「温泉入浴」は再訪意向への影響があるといえるだろう。温泉を自然資源として保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として1948年に制定された温泉法がある。制定当時は当時の厚生省公衆衛生局が所管していたが、現在は環境省が所管し、2009年に発表（2014年改

訂)された「温泉資源の保護に関するガイドライン」では、掘削等の許可事務において、最終判断を下すことになる各地方自治体に向けて許可又は不許可の区分の範囲をできるだけ明確にできるように国としての「考え方」が示され、可能な限り科学的エビデンスに基づきながらも適正利用される温泉地の活性化を目指している。ところで、厚生労働省が集計している水道の基本統計によると、2021年度の日本全国の水道普及率は98.2%、年度末における汚水処理人口普及率は92.6%で世界でも高い普及率を実現している。一方、温泉法が制定された年の2年後にあたる1950年の水道普及率はわずか26.2%であった。温泉法が制定された背景として当時は水道がまだ十分に普及していない戦後間もなくの混乱期で、公衆衛生の向上に向けた対策を講じることも急務であった。温泉法と同年に制定された公衆浴場法において、公衆浴場は「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されていることから、温泉法が制定された当時は、温泉は公衆衛生の向上のための役割を担っていた。温泉法で「自然資源として保護しその利用の促進を図り」と定義されている「利用」目的の比重が、時代を経て変化してきている、つまり、公衆衛生目的よりも観光目的に向けられている現代において温泉の保護と活用はいかに両立できるだろうか、ということが、本研究の出発点である。

1.1 先行研究と本研究の目的

須田(2006)が述べているように、温泉法は温泉の掘削を行政上規制することを内容とするもので、温泉に関する全般的な事項は含んでいない。権利関係や財産権としての温泉について定める法律はなく、温泉法の解釈や権利関係は慣習や当事者に委ねられてきた。この点について北條(2009)は温泉法には温泉利用の制限が十分とは言えないと繰り返し指摘している。温泉観光地の事例研究や観光振興を目的とした温泉の活用に関する研究は多数あるが、それらの中で研究対象地の住民の生活に利用される温泉を対象とした調査や研究は少ない。国土交通省の調査によれば、地下水の使用量は年々減少しているものの、2019年の全国の地下水の生活用水利用率は28.2%で、工業用水や農業用水よりも多く利用されている。地下水の一部として温泉を捉えると、「わが国には地下水保全管理に関する総合的な法律が存在しない」と指摘した千葉(2019)が地下水条例の分析を行い、地下水保全管理に対する法制度的対応の現状を把握している。加えて、この調査で地下水条例では「温泉法の規定による温泉を含まない」という適用除外規定が最も多いことも明らかにされている。利用の実態があるにもかかわらず、温泉の保全管理に関わる法制度が乏しいという事が改めて確認された。前稿(森本, 2023)では、長野県下諏訪町を研究対象とし、温泉が地域でどのように保護管理されてきているかを①変遷と行政の関与、②共同利用と管理の仕組みから明らかにした。下諏訪財産区では、時代の変遷とともに生活スタイルに変化が生じて、温泉の活用に関する資源管理の合意形成がスムーズに行われていることがわかった。そこで、本稿では全国の財産区で制定されている温泉条例を検討し地域の共通資源である温泉が区内でどのように利用保護されているかを明らかにすることを試みる。財産区に着目する理由は、上記のように下諏訪財産区での調査から得られた知見に加え、環境社会学の鳥越が唱える「生活環境主義」や、三俣(2001)の研究結果に強く導かれたことによる。鳥越(1978)は、環境社会学の視点で、環境問題の解決という課題に対して自らを「生活環境主義」に立っていると述べている。生活環境主義とは、人間の手の加わらない自然を一番のぞましいと考える「自然環境主義」、近代技術の適用が結局は環境問題を解決すると判断する「近代技術主義」に対するもので、居住者の「生活保全」が環境を保護する上で最も大切であると判断する立場であるという。本稿で温泉を地域住民の生活利用に着目して調査する意義をここに見出したい。さらに、対象とする設置が明治時代にまで遡り、今や人口減少や都市部への人口流出で閉鎖する財産区があり、財産区制度の存続に賛否両論あ

中、三俣（2001）は現代における財産区の環境保全的意義を明らかにしている。この研究では、滋賀県の財産区有林を事例に共有財産が個々人の判断で外部に流出してしまわない形が多く取られてきたことや、かつて入会地や入会林は、その地に暮らす人たちが生存を可能ならしめる生活保障としての存在意義を持っていたことを挙げ、財産区制度が「入会の本来的な意味合いを残している制度」で、「公益をもたらす共有財産を安易に私的分割してしまわないことの重要性を教えている」と述べている。以上の理由から、本稿では全国の地方自治法に規定された特別地方公共団体である財産区で制定されている温泉利用に関わる条例に着目してその内容を分析し、温泉の持続的な活用に向けてどのような視点で条例が制定されたのかを明らかにすることを目的とする。

1.2 研究の方法

本研究では、まず、全国都道府県の温泉法施行条例の制定状況を整理し、次に、市町村レベルでの「温泉供給」に関わる条例を分類し、各地方自治体での制定状況を整理する。続いて、温泉を財産とする財産区での温泉条例の制定状況と制定内容について調査し、逐条的に分析する。条例の検索には、同志社大学の原田隆史教授並びに国立国会図書館の川島隆徳氏によって構築された例規集アーカイブと横断検索システム「条例 Web アーカイブデータベース」（収録データ最終収集日：2023年8月30日）を活用した。データ最終収集日以降の最新の情報は出来る限り各地方自治体が HP 上で掲載している例規集での確認を心掛けたが、その後に改正や新たな制定となった例規には本稿では言及できない可能性があることをご了承願いたい。このほか、法律・政令・府省令・規則の法令データはデジタル庁が整備・運営する Web サイト「e-Gov」を利用した。

2. 上位法令の制定状況

2.1 都道府県 温泉法施行条例

条例とは、日本国憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」に基づき、地方自治体の議会の議決によって自主的に制定される「自治立法」である。よって、温泉に関わる条例は上位法令である温泉法の範囲内でのみ制定できるということになる。そこで、地方自治体の温泉条例の分析前に、都道府県での温泉法施行条例の制定状況を整理した。温泉法の施行に関する例規は、2023年8月30日時点で香川県を除く46都道府県で制定されている（表1）。なお、温泉法施行条例は都道府県レベルだけでなく市町村レベルでも条例や細則が制定されていることが多く、香川県では高松市が高松市温泉法施行細則を制定している。都道府県レベルで制定されている温泉法施行条例はおおむね同内容であった。ただし、「温泉の保護等」について定めた第3条（土地掘削の許可）、および第4条を根拠として提出を求めている土地掘削許可申請書の項目を検討すると、例えば千葉県が地質調査書や掘削孔の深さが千メートル以上の場合つまり深度掘削の場合は、その理由を求め、大分県は掘削理由だけでなく「温泉の必要性」の記載を求めるといのように、細則に改正を加えながら許可申請書の内容に独自の項目を追加している都道府県もあることがわかった。温泉法施行条例の有無と同時に、温泉法施行規則の分類を調べたところ、おおむね、衛生・福祉・保健（33都府県）と、環境・自然保護（13道県）とに分類できる。既述の通り、温泉法の所管が厚生労働省（旧厚生省）から環境省へと変わったことや、温泉法の一部改正により温泉法の許可等に係る事務については衛生上の観点からその権限の一部が保健所設置市の市長に委譲されていることから、実務の都合上、区分が保健衛生とされているとも考えられるが、約7割の自治体では温泉法施行条例を環境・自然保護に分類している。

表1 全国 温泉法施行条例 制定状況

	都道府県	温泉法施行細則	制定年	大分類	大分類	小分類	小分類	カテゴリー (筆者分類)
1	北海道	○	昭和23年	第8類	保健福祉	第4章	環境保全	環境・自然保護
2	青森県	○	昭和52年	第4編	環境生活	第7章	自然保護	環境・自然保護
3	岩手県	○	平成12年	第5編	行政各部	第2章	環境生活	環境・自然保護
4	宮城県	○	平成12年	第8編	衛生	第3章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
5	秋田県	○	昭和29年	第6編	生活環境	第6章	自然保護	環境・自然保護
6	山形県	○	平成14年	第9編	衛生	第2章	薬務	衛生・福祉・保健
7	福島県	○	昭和36/平成12	第4編	厚生	第3章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
8	茨城県	○	平成14年	第7編	衛生	第3章	環境衛生	衛生・福祉・保健
9	栃木県	○	昭和62年	第5編	保険福祉	第8章	薬務	衛生・福祉・保健
10	群馬県	○	昭和43年	第3編	民生、衛生	第3章	保健、衛生	衛生・福祉・保健
11	埼玉県	○	平成14年	第5編	健康福祉	第11章	環境衛生	衛生・福祉・保健
12	千葉県	○	昭和43年	第5編	衛生	第3章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
13	東京都	○	平成8年	第6編	衛生	第2章	環境衛生	衛生・福祉・保健
14	神奈川県	○	昭和59年	第8編	衛生	第6章	環境衛生	衛生・福祉・保健
15	新潟県	○	平成20年	第8編	環境保健	第5章	環境保全	環境・自然保護
16	富山県	○	平成20年	第7編	生活環境	第6章	環境衛生	衛生・福祉・保健
17	石川県	○	平成12年	第4編	環境保全	第2章	自然保護	環境・自然保護
18	福井県	○	昭和24年	第3編	県民生活	第5章	環境保全	環境・自然保護
19	山梨県	○	平成14年	第6章	衛生	第1章	医務	衛生・福祉・保健
20	長野県	○	昭和38年	第3編	社会・衛生・生活環境	第2章	衛生	衛生・福祉・保健
21	岐阜県	○	平成15年	第6編	衛生	第3章	水道及び温泉	衛生・福祉・保健
22	静岡県	○	昭和34/昭和48	第11編	保健衛生	第2章	医務	衛生・福祉・保健
23	愛知県	○	平成14年	第4章	環境保全	第6章	温泉	環境・自然保護
24	三重県	○	平成5年	第6編	生活環境	第5章	観光	生活環境・観光
25	滋賀県	○	昭和31年	第5編	衛生	第3章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
26	京都府	○	平成14年	第5編	衛生	第10章	薬務	衛生・福祉・保健
27	大阪府	○	平成12年	第6編	衛生	第3章	環境衛生	衛生・福祉・保健
28	兵庫県	○	昭和39年	第10編	健康福祉	第14章	薬務 第5節：温泉	衛生・福祉・保健
29	奈良県	○	平成14年	第6編	衛生	第3章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
30	和歌山県	○	昭和61年	第6編	保健	第4章	薬事	衛生・福祉・保健
31	鳥取県	○	昭和62年	第6編	生活環境	第3章	景観自然	環境・自然保護
32	島根県	○	昭和61年	第5編	衛生	第5章	環境衛生	衛生・福祉・保健
33	岡山県	○	昭和63年	第7編	環境	第3章	自然保護	環境・自然保護
34	広島県	○	昭和25年	第7編	福祉保健	第4章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
35	山口県	○	平成14年	第8編	衛生	第5章	環境衛生	衛生・福祉・保健
36	徳島県	○	平成12年	第6編	衛生	第2章	薬務	衛生・福祉・保健
37	香川県	△						
38	愛媛県	○	昭和51年	第5編	保健環境	第3章	保健	衛生・福祉・保健
39	高知県	○	昭和41年	第6編	衛生	第5章	環境衛生	衛生・福祉・保健
40	福岡県	○	昭和27/平成12	第5編	保健福祉	第2節	公衆衛生	衛生・福祉・保健
41	佐賀県	○	平成12年	第6編	衛生	第2章	公衆衛生	衛生・福祉・保健
42	長崎県	○	平成14年	第5編	環境・衛生	第4章	自然保護	環境・自然保護
43	熊本県	○	昭和48年	第7編	健康福祉	第2章	保健・医療	衛生・福祉・保健
44	大分県	○	平成12年	第8編	生活環境・衛生	第2章	衛生	衛生・福祉・保健
45	宮崎県	○	平成14年	第7編	環境保全	第2章	自然保護	環境・自然保護
46	鹿児島県	○	平成12年	第8編	保健福祉	第5章	環境衛生	衛生・福祉・保健
47	沖縄県	○	平成14年	第7編	衛生	第4章	公衆衛生	衛生・福祉・保健

○：温泉法施行条例または細則が定められている

△：都道府県レベルでは定められていないが、市町村レベルで温泉法施行条例または細則が定められている

2.2 地方自治体 温泉の供給に関する条例

続いて、地方自治体で制定されている条例に着目し、温泉の共的資源管理の観点で題名に「温泉」が使用されている条例をデータベースで検索したところ、3,813件が該当した。上田・笠井（2006）が条例制定に際して条例の題名は簡潔であること・内容と一致していること・他の法令とまぎらわしくないことに注意すべき、としていることを根拠として、まずは、例えば「〇〇温泉建築に関する条例」といった、地名の一部として温泉という言葉が含まれる条例を除き、題名に「温泉供給」が含まれる条例を抽出した。2023年8月30日時点で「温泉供給」に関する例規は99件あり、ここから各条例の施行規則を除くと全国の市町村で61件の温泉供給条例が制定されている。前述の都道府県の温泉法施行条例の分類と同様に各条例の分類の傾向を見ると、産業経済（商工・観光）39、公衆衛生9、社会福祉3、財務3、財産区2、水道2、公営企業・公社・執行機関が各1となっている。前述の通り都道府県レベルで制定されている温泉法施行条例では大半が衛生・福祉・保健として分類されていた一方、市町村レベルで制定された温泉供給条例では、約6割の市町村で温泉を地域の産業経済振興に資するものとして捉えられていることがわかった。

3. 温泉を資源とする財産区

3.1 関連法規の制定状況

地方自治法第294条では、「法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの」を財産区と定義している。総務省の地方自治月報第60号（2021年4月1日時点）では全国の財産区は合計3,940区となっており（※2023年6月時点では3,969、このうち47は平成27年から令和5年の間に閉鎖）、3,940区のうち議会を設けている財産区の数には628、管理会を設けている財産区の数には1,793、総会を設けている財産区の数には20、機関を設けていない財産区の数には1,499である（表2）。つまり全国の財産区の約8割は議会を持たず、市町村長を財産区管理者として市議会が議決する形を取っている。ここで議会の有無に着目する理由は、基本的に財産区に関する事務は全て市町村長が執行し市町村長が「財産区管理者」となる。財産区は、明治時代に新市町村有という形で公有財産化を進めようとした政府に対して抵抗した（三俣2001）ことが設置の発端である。現代においても、長野県須坂市の行政情報には財産区の議決機関について「市町村との間で利害が対立する場合、執行機関も議決機関も市の機関であれば財産区の利益が市によって侵害される恐れがあるため、それを防止することと、財産区の運営に地区住民の意志を十分に反映させることなどの必要性を県知事が認めて、市議会の議決を経て条例により財産区議会を設置している」とある。地方自治法第296条には、財産区は区域内の住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない、とされている。議会を設けている628の財産区では行政と住民が対等な立場で議論を重ねながら地域の財産を管理してきたともいえる。

表2 財産区の機関（議会・管理会・総会等）

（単位：区）

都道府県名	議会を設けている財産区	管理会を設けている財産区	総会を設けている財産区	機関を設けていない財産区	合計
青森県	28	50	8	188	274
岩手県	2	9		3	14
宮城県		5			5
秋田県	7	42		15	64
山形県	13	44		68	125
福島県	10	71			81
茨城県	2	3			5
栃木県	12	3			15
群馬県		1			1
千葉県	6	3			9
東京都		8			8
神奈川県	15	22			37
新潟県	6	24		4	34
富山県	6	6			12
石川県		6			6
福井県		2			2
山梨県	42	153			195
長野県	129	45	9	5	188
岐阜県	44	40			84
静岡県	51	34		14	99
愛知県	14	36	1		51
三重県	13	8			21
滋賀県	7	99	1		107
京都府	9	99		10	118
大阪府	12	131		498	641
兵庫県	27	363		119	509
奈良県	18	2		86	106
和歌山県	9	38		1	48
鳥取県	15	122			137
島根県		12	1		13
岡山県	14	93		294	401
広島県	37	78			115
山口県	2				2
徳島県	8	9		1	18
香川県	26	14			40
愛媛県	18	14		1	33
高知県		6			6
福岡県	19	19		133	171
長崎県		62		26	88
熊本県	5	16			21
大分県	1	1		33	35
宮崎県	1				1
合計	628	1,793	20	1,499	3,940

総務省地方自治月報第60号をもとに作成

3.2 研究対象の抽出

次に、全国で財産区内の温泉管理に言及している条例を逐条的に見ていくこととする。題名に「財産区」、本文に「温泉」が使用されている市町村レベルで制定されている条例は83件あり、そこから前述の温泉供給の条例分析と同様に例規の内容を一つ一つ検討して財産区内の温泉管理に関わるもののみを抽出したところ、全国で財産区内の温泉管理に言及している条例は、8都道府県の青森県大鱈財産区・下風呂財産区、山形県赤湯財産区、福島県土湯温泉町財産区・飯坂町財産区及び青木財産区、石川県加賀山代温泉財産区・加賀山中温泉財産区、長野県別所温泉財産区・下諏訪財産区、神奈川県箱根町温泉財産区、兵庫県城崎町湯島財産区・新温泉町湯財産区、和歌山県四村川財産区の14区で制定されている38件を抽出した(表3)。

3.3 温泉財産区の条例分析

まず、分析対象とした38件の条例には「温泉の利用」という項目が単に“財産区保有の源泉を用いて市町村・財産区が管理運営する施設の利用許可”と、財産区保有の源泉を法人又は個人が“事業を目的として温泉を利用する許可”という、異なる意味を持つ条例が混在しており、条例制定の趣旨も異なることがわかった。そこで、本稿では「温泉の利用」と項目にあっても、その内容を検討し、施設利用に言及している条例と事業目的利用の許可に係る条例とに区別し、前者を一般利用、後者を配湯に関する規定の条例とし、38件の条例を、1. 一般利用、2. 配湯、3. 温泉権利、4. 議会・委員・管理会、5. 基金の5つに分類した。

3.3.1 一般利用

温泉の利用について規定している例規は8件あり、青森県の大鱈財産区と下風呂財産区の条例はどちらも一般入浴客向けの使用料金についてのみ定められたものである。大鱈財産区の条例は財産区が経営する公衆浴場及び休憩施設を利用した時の料金(80円~200円)の徴収に関して定められており、利用対象者は限定されていない。下風呂財産区の条例は2軒の温泉施設の使用料金が定められており、区民及び村民とそれ以外の利用者では利用料金が異なる。区民および村民には使用料金の減免があり、対象は高齢者や就学児童である。下諏訪財産区では使用料金(140円~280円)の定めがあるほか、財産区温泉権利者に所定の料金を設定していることが使用料特例として明記されている。城崎町湯島財産区では財産区営の6軒の温泉施設の使用料金が定められており、区民及び町民以外の使用料金(400円~800円)、住民使用料(60円~120円)、その他介護者や帰省者の使用料金(160円~320円)が定められている。別所温泉財産区では財産区営の3軒の温泉施設の使用料金(200円)が定められており、利用対象者は限定されていない。四村川財産区では、財産区営の1軒の温泉施設の使用料金が定められており、区民の使用料金(50円~400円)、財産区住民以外の使用料(200円~600円)、区民とそれ以外の利用者には使用料の差を設けていない温泉の使用料金(400円~800円)が定められている。一般利用にかかわる条例の分析から、上記の財産区では温泉の利用料金が公衆浴場入浴料金統制額の範囲内で区民の日常的な利用を前提としていること、財産区によって利用対象制限の有無が異なること、減免対象者や区民以外の利用には細かい料金設定で対応していることがわかった。

3.3.2 配湯

配湯について規定している例規は9件ある。5つの分類では配湯に関わる条例の規定が最も細かく、表3に示す通り抽出できた項目は31に及んだ。財産区ではほぼ同内容の項目が確認されたことから、

【表3 財産区で制定されている温泉

都道府県	条例名	分類(筆者)	交付年	条例番号	基本理念	温泉源の保護	趣旨	使用料	目的別使用料	使用料納入	使用日・時間	使用料減免・優待	違反行為・罰則・処分	責任規程	利用者	温泉供給の範囲	供給制限の順序	加入金・特別使用料
1	青森県	下風呂財産区温泉施設使用料徴収条例	一般利用者	平成12年	条例第11号			○	○									
2	青森県	大鱒財産区の温泉及び建物使用に関する条例	一般利用者	昭和50年	条例第16号			○	○	○	○							
3	山形県	南陽市赤湯財産区温泉条例	配湯	昭和42年	条例48号			○		○						○		○
4	山形県	南陽市赤湯財産区温泉条例施行規則	配湯	昭和42年	規則18号			○								○		○
5	福島県	財産区管理条例	議会・委員・管理会	昭和34年	条例第11号			○										
6	福島県	財産区の財産及び契約に関する条例	その他	昭和38年	条例第58号			○										
7	福島県	飯坂町財産区温泉供給条例	配湯	昭和38年	条例第59号									○		○	○	○
8	石川県	加賀山代温泉財産区管理条例	議会・委員・管理会	平成17年	条例第208号			○										
9	石川県	加賀山代温泉財産区事業調整基金条例	基金	平成17年	条例第68号			○										
10	石川県	加賀山中温泉財産区管理条例	議会・委員・管理会	平成17年	条例第212号			○										
11	石川県	加賀山中温泉財産区事業調整基金条例	基金	平成17年	条例第70号			○										
12	石川県	加賀山中温泉財産区温泉条例(理念あり)	配湯	平成17年	条例第213号	○		○								○		○
13	石川県	加賀山中温泉財産区温泉条例施行規則	配湯	平成17年	規則第170号			○										
14	長野県	上田市別所温泉財産区議会設置条例	議会・委員・管理会	平成18年	条例第293号			○										
15	長野県	上田市別所温泉財産区財政調整基金条例	基金	平成18年	条例第238号			○										
16	長野県	上田市別所温泉財産区温泉使用条例	一般利用・配湯	平成18年	条例第239号		○	○	○							○		○
17	長野県	上田市別所温泉財産区温泉使用条例施行規則	配湯	平成18年	規則第187号			○										
18	長野県	上田市別所温泉財産区議会委員会条例	議会・委員・管理会	平成18年	条例第322号			○										
19	長野県	上田市別所温泉財産区議会傍聴規則	その他	平成18年	財産区議会規則第2号			○										
20	長野県	下諏訪財産区温泉使用料徴収条例	一般利用者	昭和44年	区条例第5号			○	○									
21	長野県	下諏訪財産区温泉分湯条例	配湯	昭和59年	区条例第3号			○								○		○
22	長野県	下諏訪財産区温泉分湯条例施行規則	配湯	昭和59年	区規則第1号			○										
23	長野県	下諏訪財産区温泉権利者条例	温泉権利	平成7年	区条例第5号			○										
24	長野県	下諏訪財産区温泉権利者条例施行規則	温泉権利	平成7年	区規則第1号			○										
25	神奈川県	温泉財産区管理条例	議会・委員・管理会	昭和32年	条例第25号			○										
26	神奈川県	箱根町温泉財産区基金条例	基金	昭和39年	条例第3号			○										
27	兵庫県	城崎町湯島財産区営温泉浴場、配湯施設及び源泉施設整備基金条例	基金	平成17年	条例第202号			○										
28	兵庫県	城崎町湯島財産区議会委員会条例	議会・委員・管理会	平成18年	条例第1号			○										
29	兵庫県	城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例	一般利用者	平成18年	条例第3号			○	○	○	○	○						
30	兵庫県	城崎町湯島財産区営温泉浴場の設置及び管理に関する条例施行規則	一般利用者	平成18年	規則第63号			○	○		○	○						
31	兵庫県	城崎町湯島財産区議会基本条例	議会・委員・管理会	令和4年	条例45号	○		○										
32	兵庫県	新温泉町湯島財産区温泉配湯管理条例	配湯	平成19年	条例第43号			○								○	○	○
33	兵庫県	新温泉町湯島財産区温泉配湯施設整備基金条例	基金	平成19年	条例第41号			○										
34	兵庫県	新温泉町湯島財産区議会傍聴規則	その他	平成19年	規則第28号			○										
35	兵庫県	新温泉町湯島財産区議会委員会条例	議会・委員・管理会	平成19年	条例第37号			○										
36	兵庫県	温泉町湯島財産区議会設置条例	議会・委員・管理会	平成17年	条例239号			○										
37	和歌山県	田辺市四村川財産区湯峰温泉公衆浴場及び温泉使用条例	一般利用・配湯	平成17年	条例207号			○	○	○								
38	和歌山県	田辺市四村川財産区湯峰温泉公衆浴場及び温泉使用条例施行規則	一般利用・配湯	平成17年	規則第156号			○			○							

○：条文中に項目あり ※83件の条例中 該当の条例のみに規定されていた項目には網掛けをしてある（基本理念のみ2条例）

分湯停止と許可取消，分湯許可後の名義やその譲渡，分湯期間については半数以上の例規で規定されている。新温泉町湯財産区では，温泉の給湯を受けられる者は「湯区及び細田区域内に住民登録を有するもの」としているように，利用のみならず配湯を受けられる者も地域住民に限定している財産区もある。次に該当 9 件を一つ一つ検討する中で明らかになった特徴を挙げると，飯坂町財産区では条例第 15 条で「供給制限等の順序」が設けられている。温泉に不足を生じた時には，自家用，営業用及び団体用の順序により温泉の供給を制限または停止する，というものである。飯坂町財産区において温泉は自家用が優先されるという当地の温泉管理の在り方が示されている。温泉の供給量や温度管理が懸念される財産区では計量器や分湯温度に関する定めがあり，配湯に関わる契約及び契約書の作成まで細かく規定している財産区もあった。別所温泉財産区と下諏訪財産区では配湯の範囲は規定せず，代わりに温泉の利用を「別所温泉の健全な発展及び公共の福祉の増進に寄与すると認める場合に限り」，下諏訪財産区では「公共浴場及び観光面その他（下諏訪財産区）管理者の認める者に」分湯すると定め，温泉資源活用の方向性が明確に示されている。

3.3.3 温泉権利

温泉権に関して財産区の温泉権利者条例及び温泉権利者条例施行規則が制定されているのは下諏訪財産区のみである。前稿（森本 2023）で報告した通り，権利者は年額 400 円の権利維持費を納入する必要があり，権利維持費を納入していれば減免料金で財産区管理の 3 施設を利用することができる。むしろ権利を取得する際に重きが置かれているのは下諏訪町第 2 区の住民であるかどうか，である。区条例第 5 号では毎年 3 月 1 日及び 8 月 1 日現在の下諏訪町の住民基本台帳に登録されている者を権利者及び権利世帯員として認定する。ただし，学業のため転出した者については世帯員とみなす。とも定められている。下諏訪財産区では温泉権利者であり温泉を利用している区内の住民が地域資源の管理を協議する区議会を運営している。

3.3.4 議会・委員・管理会

議会・委員・管理会について規定している例規は 10 件ある。設置される財産区議会や管理会の運営に関わり，委員の選任，定数と任期，会議の招集，会長・顧問などの項目が抽出できた。このうち委員は，財産区の区域内に住所を有する者という規定が見られる条例もある。その期間は 3 か月～10 年と期間は異なるが，規定により財産区での協議は住民主体で行われていることがわかった。

3.3.5 基金

基金について規定している例規は 6 件ある。項目は，積み立て，基金の管理，運用を抽出した。箱根町温泉財産区では「住民の福祉増進の事業費にあてるため，温泉財産区基金（以下「基金」という）を設置する。」と定めている。事業内容は特に定めはないが，財産区として温泉を有する場合，配湯の温度管理にも注意を払わなければならないケースや，配湯設備の維持管理には日常的なコストが発生する。湧出量の減少に対応するためのポンプの新設や配湯設備の故障などのリスクに対して，財産区で協議して備えることも温泉の資源管理を可能にする方策と言えるだろう。

4. まとめ

本稿では，温泉の保護と持続的な活用の両立という問題意識を出発点として，生活に利用される温泉に関して財産区で制定されている条例を分析し，各条例の特徴や違いについての把握を試みた。そ

の結果、これらの条例には一般利用、配湯、温泉権利、議会・委員・管理会、基金に関する規定があることがわかった。地域の存続基盤ともなり得る地域資源の管理には地域住民が主体となって定める条例いわば地域でのルール役割が大きい。条例を逐条的に検討した結果、利用料金は対象者や減免者、配湯に関しては許可から使用停止に至るまで子細に定められており、綿密な協議や検討を重ねた結果の区民の総意であることが示唆された。本稿で分析した財産区の条例には「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市（町村）長が別に定める」という規定も見られた。観光による地方創生が推進されるにつれて温泉の地域資源としての役割も多様化していくだろう。時代の移り変わりに伴い規定内容に不足等が生じる場合や規定の改訂や運用の再検討も必要になる。本稿で着目した条例の制定や改訂には市町村長を含めて関係者がどのような協議を重ねてきたのか、利害が相反する場合の合意形成やその調整についても個々の事例研究を継続しながら注目していきたい。

謝辞

本研究の資料収集や条例検索に関して貴重なアドバイスをいただいた長野県立図書館の皆様を中心に御礼を申し上げます。

参考文献

- 上田章・笠井真一 2006.『条例規則の読み方・つくり方ー市町村の実例を中心としてー』学陽書房
環境省 2014.『温泉資源の保護に関するガイドライン』
観光庁 2023.『令和5年版 観光白書』
厚生労働省 2021.『水道普及率の推移(令和3年度)』<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/database/kihon/index.html> (2023年10月21日アクセス)
須田政勝 2006.『概説 水法・国土保全法ー治水、利水そして環境へー』山海堂
千葉知世 2019.『日本の地下水政策 地下水ガバナンスの実現に向けて』京都大学出版会
鳥越皓之 2000.『環境社会学の理論と実践』有斐閣
北條浩 2009.『温泉の立法・改正審議資料と研究』御茶の水書房
三俣学 2001.「コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義ー滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例としてー」林業経済研究 47(3): 41-48
森本佑子 2023.『長野県下諏訪町における温泉の資源管理』清泉女学院短期大学研究紀要 (41): 57-65

SUMMARY

This paper analyzes the regulations regarding the use of hot springs in Japan. To promote sustainable tourism, carefully discussion on the protection and management of natural resources is needed. My previous study showed the resident's involvement are important for the resource management. Property wards (a type of local government system) was launched in the Meiji period and has existed ever since. Each property ward owns local resources for example reservoir, forest, and water resources. The aim of this study is to categorize the hot springs usage regulations of each property ward and to understand their conservation-oriented attitudes.

Keywords : tourism , hot springs, local water resources, property ward, local government regulations